

福島県環境審議会第2部会(平成22年8月30日)における意見等及び第2部会委員からの意見等整理表

1 第2部会(平成22年8月30日)における意見・質疑等

No.	委員名	内容	対応
1	長林委員	資料1の2ページ、「コベネ型技術」とは何か?「コジェネ」ではないのか。	(一般廃棄物)「コベネフィット型技術」ということで、バイオマス発電など、廃棄物の再利用と二酸化炭素の削減のように、1つで2つの効果が得られる技術の推進を、国が基本方針の中で目標として掲げており、「コベネ」はその略称。
2	後藤委員	循環型社会形成推進計画と廃棄物処理計画との関係と、相互の策定スケジュールの関連を説明して欲しい。	(一般廃棄物)循環型社会形成推進計画は、県の条例に基づき策定するもので、廃棄物処理計画は廃棄物処理法に基づき各県が策定するもの。循環型社会形成推進計画には、廃棄物の処理についての目標も組み込まれていることから、相互に足並みを揃えて策定することになる。
3	渡部委員	資料1の3ページ⑤の廃棄物の輸出入で、輸入については記載されているが、輸出については記載がないのはなぜか。	(一般廃棄物)資料1は基本方針案の概要を示したもので、基本方針の改正案全文では、輸出、輸入のいずれも記載されている。輸入については平成22年度に廃棄物処理法が改正されたことから、今回特に取り上げて資料に記載した。輸出については、まず国内処理が原則であり、輸出する場合でも、排出者責任の徹底ということで、バーゼル条約により厳格に対応しており、今後も引き続き監視を強化していくこととしている。
4	渡部委員	基本方針案では、輸入については排出事業者や製造事業者が責任を全うするものであるとの記載があるが、国がしっかりと徹底させていくということが抜けてしまうと大変なことになる。また、国内における適正処理が確保される限りにおいて積極的に推進とされているが、枠が無制限に拡大されると大変なことになるので、これについても厳格な対応をお願いする。	(一般廃棄物)法改正に伴う輸入廃棄物の扱いについては、廃棄物処理法施行令に詳しい要件が盛り込まれることになっており、現在国で改正作業を進めている。それと照らし合わせながら、県としてもきちんと指導していきたいと考えている。

No.	委員名	内容	対応
5	中井委員	<p>資料1の3ページ(4)①の一般廃棄物処理施設の整備で、特にし尿、生活雑排水については、下水道、農業集落排水との適切な役割分担の下に浄化槽の整備を連携して実施するとの記述があるが、特に下水道についてはどこの地域でも接続率の低さが指摘されており、県はどのように認識しているか。</p> <p>また、浄化槽については、合併浄化槽の整備をどう考えていくのかということになるかと思うが、浄化槽の整備と下水道との関係をどのように理解すればいいのか。</p> <p>さらに、メタン、リンの有効利用の部分で、メタンガスを発電に利用する等の取組みをしているところもあることは認識しているが、それをもっと全国的に広めようという趣旨なのか、それともやれるところはやってくれというくらいの意味なのか。</p> <p>もう一点、ストックマネジメント手法とは、具体的にどのような意味か。</p>	<p>(一般廃棄物課長)生活排水処理施設の整備の手法について、現在国では環境省、国土交通省、農林水産省の3省共管で事業を進めている。本県でも農林水産部、土木部、生活環境部の3部が連携して整備を進めており、平成22年7月に「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定した。これまでも全県域下水道化構想が作られていたが、市町村の財政負担が非常に厳しいということもあり、新たな構想では、今までの構想から10年ほど先延ばしをし、かつ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設の各々のシェアも見直した。将来的には人口減少社会になるということで、今後は個別に設置する浄化槽のシェアが拡大すると見込んでいる。</p> <p>次に、メタン、リンの回収設備だが、国は廃棄物系バイオマスの活用を今後とも進めていきたいと考えており、県でも今後積極的に対応していきたいと考えている。</p> <p>最後に、ストックマネジメント手法だが、廃棄物処理施設、例えば焼却施設、ごみ処理施設、資源化施設等について、経年劣化が著しいところを全部更新すると膨大な費用がかかるので、手直ししながらできるだけ長寿命化を図ろうということである。</p>
6	堀金委員	<p>資料4の市町村アンケートについて、59市町村のうち15市町村の回答しかなく、これを基に資料5が作られているのは少し疑問に思う。全ての市町村から回答を得て初めてこうした資料の土台になると思うが、その辺りが甘いと思う。また、回答を出さない市町村があるというのもどうかと思う。</p> <p>ごみの収集にしても各市町村で意識にばらつきがある。例えば南会津町では分別を徹底してやっているが、全く徹底されていないところもありアンバランスがある。そうしたことを県がどれだけ把握しているのか、それらを土台として論点を考える必要があると思う。</p>	<p>(一般廃棄物課長)全く同感で、本来であれば県内59市町村全てから回答を得て、その中身を反映させることがアンケートの集計としては適切と思うが、期限がある中で集計していく必要があることや、催促しても回答がない場合もある。そうした市町村については、今回のアンケートに特段の意見がないということで処理し、回答があった市町村だけで集計したということをご了承していただきたい。</p>
7	堀金委員	<p>田島地区では、5、6年前に下水本管はできているが、各家庭への接続が大きな課題になっている。費用がかかることでなかなか接続が進まない。町でも合併浄化槽への補助金を出しているが、県で強力な施策を打ち出して指導していかないと、一般家庭は動かないと思う。</p>	<p>意見として受ける。</p>

No.	委員名	内容	対応
8	星委員	郡山市在住だが、浄化槽関係の会議で、猪苗代湖に面した地区の区長が、猪苗代湖に自分の生活排水が流入しても関係ないと言うのを聞いた。浄化槽設置の費用が大変とだと言うのだが、猪苗代湖周辺の地区は、浄化槽設置について郡山旧市内などに比べ遙かに優遇されているにも関わらず、そうしたことを平気で言うのは意識の問題と思う。意識を変えるのは大変だが、私はそこが一番大切と思う。その辺りも行政の指導が必要ではないか。	意見として受ける。
9	引地部会長	その水がどこで利用されているのか、水を汚すとどうい問題が発生するのか、自分の生活排水をいい加減に考えているのか、そうしたことをわかってもらい、真剣に考えてもらうことが大切と思う。	意見として受ける。
10	堀金委員	経済的な面は大きな課題と思う。本管はできているのだから、モデル地区を設けるなど、「美しい水環境整備構想」の実現のため、県でもさらにお金を出すなどして欲しい。	(一般廃棄物課長)現在、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽のそれぞれについて、国庫補助、県費補助等を行っている。浄化槽については、環境保全の観点から浄化槽の種類によって補助率を1/3から1/2に引き上げたものもある。
11	引地部会長	現計画策定当時、産廃処分場の残余年数が管理型3年、安定型13年だったものが、今回の実態調査では平成27年度時点で管理型12.8年、安定型15.3年と延びているが、増えた理由は何か。	(産業廃棄物課長)資料4の表14において、残余年数が増加している年度があるが、現在既に許可済みの処分場がそれらの年度に増設される予定であることと、電気業を除くその他の業種の最終処分量が今後減少していくと予測されていることから、それらを見通してこのような残余年数となった。
12	中井委員	公共関与についてだが、数年前までは推進の動きがあったようだが、ここ数年あまり聞かなくなった。本県でも用地の買収が困難であったり、民間における処分量が今後減少してくるということで、意義が薄れてきているように思える。公共関与型施設の状況について、全国の情報があればお聞きしたい。	(一般廃棄物課長)平成20年度以降に供用開始した滋賀、岩手、佐賀、山梨の4県については、廃棄物量が全国的に減っている中、非常に苦しい状況が伺える。また、岐阜、長野、神奈川では、公共関与の計画はあったが、民間処分場の残余年数が延びたということで、計画を白紙に戻した。さらに、神奈川では運営していた公共関与施設を途中で民間に売却した、という状況である。

No.	委員名	内容	対応
13	佐藤委員	<p>現計画策定当時は処分場の残余年数が管理型で3年と逼迫することが予測されていたが、昨今は契機が低迷しているとともに、循環型社会ということで廃棄物の量自体が減ってきている。民間で十分にまかなえるという見通しがあれば、民間にまかせてもらい、公共関与はしばらくは無くともよいのでは、と思う。</p> <p>また、県中地区センター整備計画だが、実情を聞くと、ある民間会社が処分場を作りたいと申請をして、その後に県が整備計画を作り住民に同意を取り始めたが、そうすると両方に同意を出さなければならなくなるのかということで、結局は区の総会でどちらにも同意はしないと決まったそうである。そのような実情では、センター整備は今後も難しいのではないかと考えている。</p>	意見として受ける。
14	引地部会長	<p>残余年数は確かに延びているが、それをあまり強調すぎると、たくさん出そう、となるかもしれない。最終処分場は簡単に作れるものではないし、地域住民の生活環境にも影響してくるものなので、適正な処理をした後に埋め立てることが大切。このため、廃棄物の再資源化、減量化は今後とも継続して推進していく必要がある。</p>	意見として受ける。
15	堀金委員	<p>災害による廃棄物の発生や処理を考えた場合、廃棄物処理施設の地域バランスの考え方は大事にする必要がある。県中に施設がないからといって、他の地域にごみを持っていけば、その地域では当然反発がある。各振興局の中で処理できるための計画を策定しないと、いざ災害が発生した場合に困ると思う。</p>	<p>(一般廃棄物課長)災害廃棄物は一般廃棄物であり、基本的には自区内処理を原則としているが、併せて、身近なところに処理施設、あるいはストックヤードなどがあったほうがよいというのは、自然な考え方と思う。</p> <p>産業廃棄物については、実態調査結果に見られるように、地域で排出される廃棄物とその地域内で処理されるかという点必ずしもそうではないというのが実態である。そうした中で、地区ごとにそれぞれ整備するというのが現実的に妥当なのかという議論も必要かと思っている。</p>
16	後藤委員	<p>資料4の17ページ、残余年数の算出のところの安定型と管理型の処分量を足した数値が、16ページの最終処分量80万トンと合わないようだが、なぜか。</p>	<p>(産業廃棄物課長)資料4の17ページの表14の数値は、業として最終処分を行っている処分場のみのものであり、自社処分場での処分量は含まれていない。また、電気業の多くは自社処分場を有しているが、一部外部委託をしているものがあるなど細かい出入りがあるため、16ページの表12の数値とは完全に一致しない。</p>

No.	委員名	内容	対応
17	佐藤委員	<p>現計画では、最終処分の県外廃棄物の目標を20%以下としているが、循環型社会や景気の低迷等により、廃棄物の最終処分量そのものが減っている。廃棄物処理法に基づく許可更新に当たっては、過去3年間赤字がないなど、経理的基礎が充実していることを示さなければならないが、処分量が減少していく中、県外廃棄物の受入量が制限されていれば、今まで健全経営で成り立っていたものが今後厳しくなり、経理的基礎の要件をクリアすることができなくなるおそれがある。</p> <p>また、廃棄物処理法の改正や、安心・安全の観点などから、処理施設に要求される性能等がどんどん向上してしまい、処分場の建設費が非常に嵩むようになっており、経営を圧迫する一因になっている。</p> <p>さらに、県外物の搬入を規制することは国で示している広域処理、つまり処分できる場所で処分する方針にも反しているのではないか。</p> <p>以上のことから、20%の枠を撤廃とまでいかないまでも、ある程度緩めてもらわないと業界としては大変厳しい状況になる。</p>	意見として受ける。
18	引地部会長	<p>廃棄物の量が減少してきていることや残余年数が延びていることから、県外廃棄物の搬入割合を増やしてもよいのではないかという意見にもなってくると思われるが、最終処分場を長く維持していくことも大事だし、廃棄物の適正処理も大事。どこを重視していく必要があるのかを考えると、規制をどのようにしていくべきかということは今後の重要な課題と思う。</p>	意見として受ける。
19	長林委員	<p>県内から県外へ出て行く廃棄物、県外から県内へ入ってくる廃棄物について、量的なデータがわかれば教えて欲しい。</p>	<p>(産業廃棄物課長)平成20年度実績では、県内に入ってきている産廃は総量12万トンで、そのうち最も多いのが廃プラスチック類の6万7千トン、以下、燃え殻1万8千トン、汚泥1万3千トンである。</p> <p>県外へ出て行く産廃は総量7千2百トンで、最も多いのが汚泥で3千5百トン、以下、燃え殻1千5百トン、ばいじん1千4百トンである。</p>

No.	委員名	内容	対応
20	長林委員	<p>県外廃棄物の搬入規制については、量的規制ありきでやればよいということではなく、県内の環境としてどういう立場がよいのかという考えのもとに決めていかないと、数値上だけのことになってしまうので、理念の上に目標を定めていくといった考えでもって話し合わなければならないと思う。</p> <p>具体的には、循環型社会の育成であるとか、低炭素化を考えた時に、規制のあり方が、どれくらい貢献するのかといった視点が県として必要ではないか。</p> <p>産廃だけでなく、一廃を考えてみても、施設の有効利用という観点があると思う。例えば県内全体では十分なごみの量があるのに、それを域外に出さないということで、ごみの量が少ない地域の処理業者の経営が苦しいというような問題があるのであれば、県内の業者が均等に潤うような方策の展開も必要になるのではないかとということであり、弾力的に運用することで循環型社会の形成に寄与することになるのであれば、規制よりも促進すべきことなのではないか、ということ。</p>	<p>(産業廃棄物課長)資料4の12ページを見ていただくと、全排出量の4割ほどが再生利用に回っており、内訳として、がれき類、ばいじんが多い。ばいじんが多いのは火発が多い本県の特徴で、これらはセメント材料として再利用されているが、再利用されている現場は必ずしも県内ではなく、県外の大手のセメント会社に行っている実態がある。</p>
21	中井委員	<p>他県の県外物規制の状況はどうか。確か山形県では2:8原則のようなものを作っていたかと思うが、県外物規制は一般的に行われているものなのか。大都市圏では、出て行くばかりで入ってくるものはないという話になるだろうし、栃木県などは管理型最終処分場が1件もなく、排出される管理型の産廃は全部県外へ、多分ほとんどが福島県に来ているだろうと思われるが、それぞれの県の事情もあるので、20%以下という考え方が一般的なものか確認したい。</p> <p>もう一つ、基本的なこととして、県内物と県外物を分けて扱うという考え方を維持する必要があるのかどうか、維持するとした場合に、それではどのくらいの割合がよいのか、経済事情等いろいろなことを勘案し、福島県としてどう考えていくのかというところを議論していく必要があるのではないか。</p> <p>もしわかれば、代表的なところの状況を資料として出して欲しい。</p>	<p>(産業廃棄物課長)近県では、本県同様2割を指導している県があったりするが、数値は別として何らかの形で規制というか、行政指導をおこなっているところがほとんどである。</p>

No.	委員名	内容	対応
22	佐藤委員	不法投棄については、監視員制度やタクシー業界等いろいろな業界の協力により減少傾向にあり、すばらしいことと思う。不法投棄された場所について、撤去しているのがどのくらいあるのか、残っているものがどのくらいあるのかのデータが欲しい。	(不法投棄対策室長)郡山市、いわき市を除いたデータであるが、平成20年度末の残存件数としては、10トン以上のものが57件、22,117トン把握している。10トン未満のものについては、発覚した時点でそれぞれ適正に処理させているので、そう大きくはないと思う。
23	福島委員	不法投棄が全国的に少なくなっている背景には、民間の団体や監視員などが監視を続けることによって未然に防止されてきたということがあると思うが、実際にどの程度効果があったのか、誰がどのように見つけたのか、どの程度摘発できたのか、不法投棄が減少するに当たって、どの部分が重要な役割を果たしたのかといったことが評価できるようなデータが欲しい。	(不法投棄対策室長)6振興局に1人ずつ警察官OBを指導員として委嘱し、パトロールを行っているが、これで発見したのが、21年度実績で89件、また、郡山市、いわき市を除く市町村に100名の不法投棄監視員を委嘱しているが、それらの方々からの通報で発見したのが13件あった。投棄規模は大小様々だが、発見の都度、適正に処理させている。

2 第2部会委員から送付された意見・質疑等(第2部会終了後に各委員から寄せられた意見・質疑等です。)

No.	委員名	内容	対応
1	和田委員	資料4の4, 5ページ、資料5の1ページ 自治体によって1人当たりのごみ排出量に大きな差がある。内訳は不明であるが、都市部は農村部と比べて剪定枝や野菜くず、生ゴミなどの自家処理が難しいことも要因と思われる。しかし県内の排出量抑制のためには、排出量の多い都市部の削減が必須である。対策として、分別を進めリサイクル率を上げることが重要なので、集団回収の推進や、牛乳パックやトレーなどスーパーで回収を行っている物については自治体の収集ではなくそちらに持ち込むことを推奨することも効果的と考える。(生協の共同購入などではカタログ類、ポリ袋、卵パック、紙パック類の回収やリユースびんの使用、商品包装の簡素化などを行っている。)	集団回収を通じてリサイクル活動への住民参加を促進し、環境意識の醸成やごみの減量化、資源のリサイクルを進めることは大切なことです。このため、新たな廃棄物処理計画の素案においても、市町村と連携し、自治会、子供会、NPOなどによる古紙や空き缶などの集団回収が実践しやすい環境づくりに取り組むことを盛り込みました。
2	和田委員	資料5の2ページ 産業廃棄物のうち、火力発電所からの排出については今後のエネルギー政策に左右されることと最終処分場の手当は自社が行っていることから、他の産業廃棄物とは区別して議論をするのが適切ではないか。	産業廃棄物の排出量や各処理率の目標値を設定する際には、電気業とその他を個別に検討したうえで設定しました。

No.	委員名	内容	対応
3	和田委員	資料5の3ページ 一般廃棄物の処理施設は自区内処理が理想ではあるが、集約化による効率アップが望める場合は、県の主導で強力に進めていただきたい。	県では、市町村等におけるごみ処理施設の整備に係る基本的な方針を定めた「福島県ごみ処理広域化計画」を平成21年度に見直しましたが、見直し後の計画においては、一般廃棄物処理施設の整備について、施設の更新を図る場合は、ごみ処理事業主体で可能な限り施設の更新時期の調整を行い、極力集約化を図ることを基本方針としています。県としては、市町村等によるごみ処理が効率的に行われるよう、市町村等に技術的支援を行っていきます。
4	和田委員	資料5の5、6ページ 産業廃棄物処理施設の残余年数は、次期計画末時点では余裕が見込まれているが、いずれ逼迫するのは間違いないと思われる。産廃処分場の建設は、現状において住民の不信と不安が大きく新設は困難な状態である。現施設の厳重な監視と管理、運営を行うことで理解を進め、いずれ新設が必要となる時のために備えることが必要と思う。 廃棄物処理施設整備の公共関与については、県民にとっては民間が行うよりは信頼できるものなので、現計画を断念するとしても公共関与の余地は残していただきたい。	新たな計画の中で、産業廃棄物処理施設に対する監視指導の一層の強化や、県民の理解を促進するための各種施策等により、処理施設の整備環境を将来にわたって確保するための対策を講じていきます。 また、公共関与については、民間による処理能力を補完するための一方策として将来の検討課題となることは考えられますので、状況の変化により公共関与による施設整備の検討が必要になった場合は、整備地域等も含めて改めて検討することとします。
5	和田委員	資料5 8ページ 県では、福島県において海岸漂着物が問題とはなっていないとの見解だが、現実問題として海岸には多種多様なゴミが少なくない量で打ち寄せられている。海岸漂着物処理推進法に基づく県の計画の早期策定をお願いしたい。	関係市町村、住民その他関係者等の意見を踏まえ、海岸漂着物処理推進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律)に基づき、海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定を検討します。
6	和田委員	資料5 10ページ 県外廃棄物の対応は、特殊な処理が必要な物についてはやむを得ないが、一般的な物については抑制すべきである。県外に出て行く物についても同様と考える。	県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(県産業廃棄物条例)に基づき、県外物搬入時の事前届出制度を今後も継続して行い、県内物を優先して受け入れ、県内で発生したものは県内で適正に処理できる体制を維持していきます。

No.	委員名	内容	対応
7	渡部委員	資料5 5ページ 産業廃棄物の処理を行う民間処理業者への対応について、資料では「平成22年度の法改正により資質の向上、優良な処理施設整備が進んできている」としているが、大熊町や宮城県の村田町等では、民間の処理業者にかわって、住民の要望により町や県が行政代執行を行っている事実もあることから、民間の処理業者への指導、調査を強めるべきである。	産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者への監視指導をより一層強化するとともに、悪質な不適正処理に対しては迅速かつ厳正に対処していきます。 また、優良評価制度の利用促進や環境マネジメントシステムの取得に対する支援等により、優良な処理業者の育成にも努めます。
8	渡部委員	資料5 10ページ 県外で発生した産業廃棄物は県内で処理することが前提であり、県外に持ち込むこと、県外から持ち込むことも適正な処理方法ではない。県外物搬入割合は20%以下にすべきである。	経済情勢の変化や、処理施設の管理水準の適正な維持にも配慮しながら、県内物を優先して受け入れ処理する体制の維持を図っていきます。
9	佐藤委員	資料4 14ページ (2)産業廃棄物の移動状況 「広域的に移動し、処理されている」、「広域的に移動する要因に」とされているが、広域的とはどの程度の移動を言うのか。 表11 県内発生産業廃棄物の最終処分を目的とした移動状況の中で、発生地域が不明で処理地域が会津並びにいわき市となっている。発生地域が不明ということは何を意味しているのか。	ここでの「広域的」は、県内の各地域区分を越えて移動していることを指します。 発生地域が「不明」のものは、排出場所として、実際の排出場所(工事現場等)の所在地ではなく、排出者の本社住所等で報告されてきたため、県内のどの地域で発生したかわからないものです。
10	佐藤委員	資料4 17ページ (2)最終処分場の残余容量の状況 「平成22年度末時点における残余年数は、管理型が8.1年、安定型が17.9年となり、「また、平成27年度末時点の残余年数は、管理型で12.8年、安定型で15.3年と予測される。」とされているが、この将来予測には最終処分のための県外からの搬入される産業廃棄物の量は含まれているのか。また、含まれているとすれば、どの程度を見込んでいるのか。 16ページ 表12にある最終処分量内訳の「その他」の欄に示される最終処分量との関係はどうなるのか。	残余容量の将来予測は、残余年数算定対象の処分場(自社処分場等以外の処分場)に平成20年度に埋立処分された実績量から算定しており、県外物量は各年度とも20年度実績と同割合で含まれるものとして算定しています。 表12の「その他」は、電気業以外の業種から発生するものの処分量を示しており、表14の処分量は残余年数算定対象の処分場が受け入れる量を示しています。そのため、数値は一致しません。なお、電気業の産廃のほとんどは自社処分されているため、表14の各年度の処分量は、表12の「その他」の増減率を基に推計しています。
11	佐藤委員	資料4 18ページ 課題(公共関与による最終処分場整備) 公共関与の整備の位置付けが、「管理型最終処分場の残余年数が平成22年度末で3年と将来的に逼迫する」とされているが、公共関与処理施設の整備について、それ以外にもあると思われるが。	現在の廃棄物処理計画の中では、県内において残余容量の逼迫等により、民間処理を補完する必要がある場合に公共関与による施設整備を行うとしており、そのうえで、地域ごとのバランスに配慮して公共関与による施設整備を行うこととしています。

No.	委員名	内容	対応
12	佐藤委員	<p>資料4 18ページ (3)県外で発生した産業廃棄物の搬入状況 課題(県外の産業廃棄物への対応)</p> <p>「県内の排出状況、最終処分場の残余年数等を考慮し、今後の県外の産業廃棄物の搬入割合の目標値を改めて検討する必要がある。」とされているが、目標値を検討するのではなく、県外から搬入される産業廃棄物の対応について検討すべきではないか。</p> <p>このたびの福島県産業廃棄物処理計画の見直しにおいて、県外から最終処分のために搬入される最終処分量について具体的な目標値を設定しないよう改めて要望する。</p>	
13	佐藤委員	<p>資料3 6ページ No.9 産業廃棄物の適正利用の推進③ 内容</p> <p>「産業廃棄物条例に基づく事前届出制度を適切に運用し、搬入量を一定規模に抑制するなど秩序ある処理体制を推進する。」とされているが、県外からの搬入量を一定程度抑制することが秩序ある処理体制を推進することになるかどうかについても検討いただきたいと思う。</p> <p>なお、県外産業廃棄物の受け入れ規制緩和について、国の中央環境審議会では、「事前協議制度」などの流入規制については、産業廃棄物の広域性を阻害し、市場における優良処理業者の優位性が保たれず、結果として不適正処理ルートに向かうことを懸念しており、広域的処理が必要なものは、規制の撤回や緩和を求めている。</p>	<p>経済情勢の変化や、処理施設の管理水準の適正な維持にも配慮しながら、県内物を優先して受け入れ処理する体制の維持を図っていきます。</p>
14	佐藤委員	<p>資料4 19ページ 13 産業廃棄物の不法投棄の現状 ●課題(不法投棄対策)</p> <p>「不法投棄件数・投棄量は長期的に減少傾向にあるが、依然として発生していることから、廃棄物の適正処理と不法投棄防止を推進していくことが必要。」とされているが、この廃棄物には一般廃棄物も含まれるのか。</p> <p>地域における不法投棄廃棄物の原状回復においては、そのほとんどが一般廃棄物のように思われる。一般廃棄物の不法投棄防止対策についても検討されてはいかがか。</p> <p>資料5 10ページ (5)不法投棄防止対策 将来予測 についても一般廃棄物の不法投棄防止対策を明らかにされてはいかがか。</p>	<p>資料4でまとめた不法投棄件数には一般廃棄物は含まれていません。</p> <p>一般廃棄物の不法投棄は市町村が所管していますが、廃棄物の種類にかかわらず通報を受けた機関が所管する機関に情報提供するよう関係機関で連携を図っています。また、今後とも、県民、事業者に対し、廃棄物の種類を問わず、不法投棄等不適正処理を行わないよう啓発を図っていきます。</p>

No.	委員名	内容	対応
15	佐藤委員	<p>資料4 20ページ 不法投棄の実数について 産業廃棄物の不法投棄については年々発見件数が減少し、監視効果が現れてきているのではないかと考えている。 そこで、お尋ねするが、統計では投棄量を10トン以上と限定しているが、実質的には件数、量はどのくらいあるのか。また、不法投棄の撤去数量並びに残余量(全県)はどの程度なのか。</p>	<p>平成20年度に産業廃棄物の不法投棄として各地方振興局で確認した件数は、113件でした。また、平成20年度末の残余量は、全県で66件、約75,000トンでした。</p>
16	佐藤委員	<p>資料5 10ページ ウ 県外産業廃棄物の抑制について 将来予測「実態調査結果」の欄の最終処分場の残余年数の予測に当たり、県外から搬入される産業廃棄物最終処分量について、含まれているのか。 課題において、「搬入割合の目標値を改めて検討する必要がある」とされているが、現計画に記載されている「処理業者が県内物を優先して受け入れ処理する体制を確保するため」とすることについて、検討していただきたいと思う。</p>	<p>残余年数の予測についてはNo.10に記載のとおりです。 目標値についてはNo.12に記載のとおりです。</p>